

# 年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会  
(東京都担当部会)

平成 29 年 8 月 24 日 答申分

## ○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700178号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700177号

## 第1 結論

請求者のA社における平成17年12月9日の標準賞与額を5万円、平成18年7月14日の標準賞与額を10万5,000円に訂正することが必要である。

平成17年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成17年12月9日及び平成18年7月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和50年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成17年12月9日  
② 平成18年7月

年金事務所からのお知らせにより、A社における請求期間①及び②の標準賞与額の記録がないことを知った。

請求期間に賞与が支給され、当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、調査の上、年金記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された請求期間①に係る「賞与明細書2005年12月分」並びに複数の同僚が保有する請求期間①に係る賞与明細書及び預金通帳の写し等により、請求者は、平成17年12月9日にA社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

請求期間②について、請求者から提出された請求期間②に係る「賞与明細書2006年7月分」により、請求者は、A社から賞与の支給を受け、賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが確認できる。

なお、請求期間②に係る賞与支給日については、複数の同僚が保有する賞与明細書及び預金通帳の写し等により確認できる賞与支給日から、平成18年7月14日とすることが妥当である。

また、請求者の請求期間①及び②に係る標準賞与額については、上記賞与明細書により確認

できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は5万円、請求期間②は10万5,000円に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者の請求期間①及び②に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、当該期間について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料について納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(東京)(受)第1700210号  
厚生局事案番号 : 関東信越(東京)(厚)第1700178号

## 第1 結論

請求者のA社における平成20年9月12日の標準賞与額は26万円と記録されているところ、当該記録を取り消し、同社における同年7月11日の標準賞与額を26万円に訂正することが必要である。

平成20年7月11日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成20年7月11日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和55年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成20年9月12日  
② 平成20年7月11日

A社に勤務していた平成20年7月に夏季賞与の支給を受けたが、厚生年金保険の記録では平成20年9月12日と記録されている。賞与明細書から実際の支給日は平成20年7月11日と確認できるので、賞与支払年月日の記録を平成20年9月12日から同年7月11日に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①について、年金事務所が保有する平成22年9月9日に受付されたA社の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届により、同社は請求者について、賞与支払年月日を平成20年9月12日、賞与額を26万円と記載して、届出を行ったことが確認できるが、金融機関から提出された請求者に係る預金元帳により、請求者が請求期間①において同社から賞与の支給を受けていないことが確認できることから、請求者の同社における請求期間①の標準賞与額に係る記録を取り消すことが必要である。

請求期間②について、請求者から提出された「H20年度夏季賞与明細書」及び上記預金元帳により、請求者は、請求期間②において26万円の賞与の支給を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額(26万円)に基づく厚生年金保険料(1万9,495円)を事業主により賞与から控除さ

れていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間当時の事業主は既に亡くなっており、元取締役及び破産管財人は同社に係る資料について、保管している資料は何もない旨陳述しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所（平成 22 年 1 月以降は、年金事務所）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。